

議案第15号

匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例

匝瑳市国民健康保険条例（平成18年匝瑳市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「42万円」を「48万8,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。

(参考)

匠瑛市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第5条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</u></p> <p>2 略 以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として42万円</u>を支給する。</p> <p>2 略 以下 略</p>